

医療DXの推進と診療報酬加算について

当院では、質の高い医療を提供するために、以下の取り組みを実施しております。

- ・オンライン資格確認システムの導入
- ・オンライン請求の実施
- ・電子処方箋の導入及び活用
- ・マイナンバーカードの保険証(マイナ保険証)の利用促進

これらは「医療DX（デジタルトランスフォーメーション）」と呼ばれる国の方針に基づく取り組みであり、診療の効率化・安全性の向上を目的としています。これに伴い、以下の加算を診療報酬に算定させていただきます。内容をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

■医療情報取得加算

オンライン資格確認を通じて、患者さまの診療情報や薬剤情報を取得・活用するための加算です。より適切な診療につながりますので、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

■医療DX推進体制整備加算

電子処方箋やマイナ保険証の活用、診療情報の活用など、医療DXを推進する体制を整備した医療機関において、初診時に算定されます。

- ・その他の加算について

■地域包括診療加算1

「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、健康診断の結果等に則った健康相談及び予防接種に係る相談に応じます。また、当院に通院する患者さまについて、介護支援専門員および相談支援専門員からの相談に適切に対応することができます。

■夜間早朝等加算

厚生労働省の規定により、平日18：00以降・土曜日12：00以降は夜間早朝等加算が適用されます。

患者様の状態に応じて28日以上処方（長期投薬）又はリフィル処方箋の交付が可能です。

■一般目処方加算

現在医薬品の供給が不安定な状況になっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。

なお、令和6年10月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品を希望される場合、特別の料金をお支払いいただいておりますので、ご承知おきください。（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は特別の料金はありません。）

ご不明な点等ありましたらお知らせください。

■外来後発医薬品使用体制加算

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制が整備されています。

医薬品の供給状況によって薬剤が変更となる可能性があります。変更する場合には患者さまに十分に説明いたします。